

令和元年
公認会計士論文式試験
【解答速報】
民 法
第 5 問 ・ 第 6 問

本解答は令和元年 8 月 29 日 16 時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成・提供しており、試験機関による本試験結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

第5問 答案用紙<1>
(民法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

| |
|---|
| <p>1. Dは、本来丙土地の一部である丁部分の所有者として、物権的請求権を行使して乙建物の収去を請求し得る。この場合、現在の乙建物の所有権がCにある以上、DはCに対して請求すべきである。しかし、AB間の売買、さらにBの死亡によりCが相続した事実をDが承知しているとは限らず、またCは乙建物に居住している訳でもない。このような状況の下、Dが乙建物の実質的所有者Cを見付け出すのは相当に困難なことと思われる。そこでさらに、現に乙建物の登記名義を有するAに対しても、乙建物の収去を求めることができないか、問題となる。</p> |
| <p>2. この点、物権的請求権は、現に物権を侵害している者を相手方とすべきであることからすれば、現実に建物を所有することによって土地を占有し、土地所有権を侵害している者のみが物権的請求権の相手方たり得るとも思われる。しかし、かかる結論は、登記名義人が譲渡契約による所有権の喪失を主張して容易に収去義務を免れることを可能にするばかりか、土地所有者に登記からは知り得ない実質的所有者を探し出す困難を強いることになり、妥当でない。そこで自らの意思に基づき登記名義を経由した建物譲渡人が未だ登記名義を有する場合には、土地所有者は、登記名義を有する譲渡人に対しても、建物収去を求めることができると解する(判例)。土地所有者が建物譲渡人に対して所有権に基づき建物収去・土地明渡を請求する場合の両者の関係は、土地所有者が地上建物の譲渡による所有権の喪失を否定してその帰属を争う点で、あたかも建物についての物権変動における対抗関係に類似するからである。</p> |
| <p>3. 本問のAは、Bに対して乙建物を譲渡したのに移転登記をしていないのであるから自らの意思で乙建物の保存登記を経由し、未だ登記名義を有している。そこでDはCだけでなく、さらにAに対しても、乙建物の収去を求めることができる。</p> |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

第6問 答案用紙<1>
(民法)

問題番号を明記の上、解答しなさい。

1. (1) Eの負傷による損害は、直接にはA及びCが勢いを誤ってEを突き飛ばしたことに
より生じている。したがって、15歳であるCは、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能
である責任能力を有するため、Eに対し不法行為に基づく損害賠償責任(709条)を負う。一
方、10歳であるAは、責任能力を有しないため709条の責任を負わない。

(2) Aの母親Bは、Aの親権者としてAの監督義務を負っており(818条1項, 820条), Aが
責任無能力を理由に709条の責任を負わない場合には、AがEに加えた損害を賠償する責任
を負う(714条1項本文)。そして、Aと同居するBは、同じく未成年者であるCと二人で街
中に出かけることのないよう監督する義務を怠ったといえ、免責事由には該当しない(同条
項ただし書)。したがって、AはEに対し714条の責任を負う。

次に、Cの両親D1, D2は、Cが責任能力を有するため、714条の責任を負うことはない。
しかし、714条は未成年者に責任能力がない場合に、監督義務者の過失を推定したに過ぎず、
監督義務者に709条に基づく責任を認める解釈を否定するものではない。

本問のD1, D2は、親権者としてCの監督義務を負っており、Cと喧嘩をした後にCの
行動を注視すべきであった点で監護義務に違反する。したがって、D1, D2はCの監督義
務違反を理由とする709条の責任を負う。なお、先述のBについても同様に、監督義務違反に
よる709条に基づく責任が認められると解する。

(3) 以上より、Eは、B, C, D1, D2に対して、損害賠償請求をなしうる。

2. (1) B, C, D1, D2は各人が709条の責任を負うが、各人の行為とEの損害との個別
の因果関係の立証は困難である。ここで、各人の行為が共同不法行為に該当すれば、各自が
連帯して損害賠償責任を負うこととなる(719条1項)。

共同不法行為が成立するには、関連共同性が必要とされるが、被害者保護の観点から、共
謀等の主観的関連共同性までは必要ではなく、各人の行為に客観的な関連共同性があること、
すなわち、社会通念上一個の共同行為があると認められれば足りると解する。そして、責任
の内容も、不真正連帯債務と解すべきである。

本問では、B, D1, D2による監督義務違反の下でなされたA及びCの行為によりEの
負傷が生じており、これらは社会通念上一個の共同行為であると認定しうる。したがって、
B, C, D1, D2には共同不法行為が成立し、Eはその全員に対して、生じた損害の全額
を賠償することができる。なお、Cと喧嘩になり揉み合った点にEの過失が認められれば、
過失相殺により(722条)、損害賠償額が減額される。

第6問 答案用紙<2>
(民法)

| |
|--|
| <p>1. Eの損害賠償請求権を相続したFは、Eがうつ病に罹患して死亡したことによる逸失利益について、B、C、D1、D2(以下、「Bら」という。)に対し、損害賠償請求なしうるか。不法行為には、損害賠償の範囲を定めた規定がないため問題となる。</p> |
| <p>この点、債務不履行及び不法行為による損害賠償請求は、ともに損害の公平な分担を図るという点で趣旨を同じくする以上、416条は、不法行為による損害賠償において類推適用できると解する。したがって、特別の事情によって生じた損害については、加害者に、特別の事情の予見可能性があるときは、それによって生じた損害についても賠償の範囲となる(416条2項類推適用)。</p> |
| <p>本問において、足に障害が残ったEが、気に病む性格であったがゆえにうつ病に罹患し自殺することは、特別の事情に該当する。したがって、Bらが、当該特別の事情につき予見可能であった場合には、Eの死亡による逸失利益についても損害賠償の範囲に含まれ、Fは、当該損害につきBらに対して賠償を請求しうる。</p> |
| <p>2. Bらにとって、上記特別の事情が予見可能であり、Fが逸失利益の賠償を請求できる場合においても、Eの死亡による逸失利益についての損害は、Eの気に病む性格であった心因的素因により拡大して生じたものである。この場合、Bらは、拡大損害分につき損害賠償額の減額を主張できるか問題となる。</p> |
| <p>この点、被害者の疾患のような病的素因又は心因的素因は、被害者の「過失」とはいえず、過失相殺の規定である722条2項を、直接適用することはできない。しかし、損害の公平な分担を図る損害賠償法の理念からは、損害が被害者の病的素因や心因的素因が原因で拡大した場合には、損害賠償の額を定めるにあたり、過失相殺の規定を類推適用して当該素因を斟酌すべきであると解する。</p> |
| <p>本問のEは、もともと気に病む性格であったことからうつ病に罹患し、その後自殺しており、これはEの心因的素因がEの死亡及び逸失利益の損害を発生させたといえる。したがって、722条2項の類推適用が認められ、Fからの請求に対し、Bらは損害賠償額の減額の主張が可能である。</p> |
| |
| |
| |
| |

令和元年公認会計士論文式試験 大原の“大当り”ズバリ的中(速報)

民法の的中問題をご紹介します！

■令和元年 論文式試験 選択科目(民法) 第5問 問題1 第5問 (50点)

Aは、その所有する自己名義の土地(以下、「甲土地」という。)上に、建物(以下、「乙建物」という。)を築造し、自己の名義で所有権保存登記をした上で、甲土地及び乙建物をBに譲渡し、Bは直ちに乙建物に居住し始めたが、甲土地及び乙建物ともに、Bへの所有権移転登記は未了であった。その後、Bが死亡し、子CがBを単独で相続した。しかし、他所に居を構えていたCが乙建物に移り住むことはなく、乙建物は居住者のいない状態が長く続いている。甲土地の隣接地(以下、「丙土地」という。)の所有者Dは、調査により、乙建物が丙土地の一部(以下、「丁部分」という。)に越境して建てられている事実を突き止めた。A及びBは越境の事実を知っていたが、Cは知らなかった。

これを前提に、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、**問題1** 及び **問題2** は、それぞれ独立した問いである。

問題1 Dは、丁部分上の乙建物の収去を誰に対して求めることができるかについて論じなさい。

■資格の大原 令和元年受験 論文応用答練第2回 第1問 問題2

問題2 Aが所有する甲土地上に、何ら権原のないCが乙建物を建築し、保存登記をなした上で居住していた。その後、Cが死亡しその妻Dが当該建物を単独相続し、相続を原因とする所有権移転登記を経由した。Dは、乙建物をEに売却し、代金を受け取ったが、乙建物の所有権移転登記・引渡しは未だなされていない。その後、Aは、何ら権原なく甲土地上に乙建物が建築されていることを知り、建物登記名義人のDに建物を収去するよう請求した。Aの請求は認められるか。